

基安安発 0316 第 2 号
基安労発 0316 第 3 号
令和 4 年 3 月 16 日

公益社団法人全国老人保健施設協会
会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
(契 印 省 略)

介護施設において増加する転倒、腰痛等の行動災害の予防対策の推進について（協力依頼）

平素より、安全衛生行政の推進に御理解、御協力をいただき感謝いたします。

厚生労働省では、第 13 次労働災害防止計画に基づき労働災害の防止に取り組んでいるところですが、令和 3 年の社会福祉施設における休業 4 日以上労働災害による死傷者数（令和 4 年 1 月時点。新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。以下「死傷者数」という。）は、同計画の基準となる平成 29 年同期比で 37.8% の増加と全業種で最大の増加率となっており、同計画の目標達成には、直ちに改善が必要な危機的状況となっています。

介護施設における労働災害をみると、職場における労働者の作業行動に起因する「転倒」や腰痛等の「動作の反動・無理な動作」（以下「行動災害」という。）が全体の約 7 割を占め、後遺障害を伴う重篤な災害も発生しており、その予防が喫緊の課題となっています。

介護施設において行動災害予防の取組を効果的に推進するためには、法人・施設の責任者の方に、その取組が労働安全衛生上の課題だけではなく、人材確保など企業の経営上の課題の解決にも繋がるものであることを認識していただく必要があります。

このため、都道府県労働局（以下「労働局」という。）では、令和 4 年度より、地域を代表する模範的な社会福祉法人、地方公共団体、関係団体等を構成員とする +Safe 協議会（仮称）を設置し、法人間の課題や行動災害予防の取組事例の共有、健康づくりの専門家による講演等の活動を行うとともに、協議会構成員の取組の好事例や活動内容を発信し、地域の行動災害予防の機運醸成を図ることとしています。

同協議会について、労働局から会員等各位に対する協議会への参加依頼があった際には、積極的な参画をお願いしたく、貴団体におかれましては、会員等各位に対する参加勧奨を行っていただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省本省では、令和 4 年度より別添のとおり、行動災害予防に取り組む企業・法人、関係業界団体、各地域に設置された +Safe 協議会等を加盟団体とする +Safe コンソーシアム（仮称）を設置し、優良な取組を行った企業等に対する表彰や広報活動を行う等により、加盟団体の自主的な取組を支援する予定であることを申し添えます。